

第4節 大学院研究科の使命・目的・教育目標

1. 法学研究科

【現状説明】

「法化社会」といわれる今日の社会では、日常生起する種々の問題に対して対処するために、法的思考に習熟し、法的処理に長けた人材を求める声が、社会の各層・各分野において高まっているとみられる。しかし、その人材は、法曹実務家や法学者等のいわゆるプロフェッショナル集団によってのみ満たされるものではない。一般市民とスペシャリストとの架け橋となり、またそれ自体において独自の社会的役割と存在意義が認められる「法学・政治学のエキスパート的人材」を必要としていると思われる。そこで、本研究科としては、学術的な研究能力のみならず、社会実用的な法学・政治学の専門教育を理念に、そうした知識を身につけた専門職業人の育成を目標にするものである。また、本研究科が育成すべき人材は、法学部教育を終了した者に限るものではなく、すでに社会で活動実践している社会人も取り込むべきものと考え、1999年度より昼夜開講制度を導入し、社会人教育にも重点を置くようになった。

そのことから、本研究科では、とりわけ博士前期課程において、企業法務や行政実務に携わる専門職業人、業績を重視する企業や公共団体の即戦力となる人材、豊かなリーガルマインドを備えた地域リーダー等々の供給源としての機能、さらには、知識基盤社会が標榜される今日の一般的な社会状況を背景とした一般社会人の市民的教養の涵養や生涯学習の場としての機能を、強化する教育にも力を注いでいる。また、博士後期課程においては、「法律学専攻分野において研究者として自立するために必要な研究能力又は専門業務に必要な高度な専門能力を備えた研究者の育成を目的」としながら、自立的な研究者の育成とともにさらに高度な専門職業人の育成を目指している。上記の理念・目的等は、『大学院入学案内』や大学のホームページ、あるいは大学院の『履修要覧』等を通じて、本学の内外を問わず大学院進学を希望する学生、教職員等に対しても周知されている。

【点検・評価】

本研究科では、社会実用的な法学・政治学の専門教育を理念に、そうした知識を身につけた専門職業人の育成に重点をおいている。このような法学研究科の理念・目的等は妥当であった。

ところが、2004年に法務研究科（ロースクール）が設置されたことにより、本研究科が従来有していた法曹実務家教育や実定法研究者養成についての目的・使命が終わろうとしている。その対策を講じなければならないことは本研究科でも自覚されていたが、教育目標の具体的な設定までには至らなかった。

また、今日の社会における法律問題や政治課題はますます多様化、複雑化し、これに関する高度なそして広範な知識を必要としつつある。ここでは、従来からの伝統的な法領域では処理しきれない問題が山積していると思われる。そこで、幾つかの法分野を統合するという視点で、研究者養成あるいは高度な専門知識をもった職業人を育成するための新たなカリキュラムを設定することによって、本研究科の理念・目的をより実効性のあるものとする試みが必要であろう。

【改善方策】

本研究科の理念・目的を位置づけるにあたり、大学院進学を希望する学部学生や社会人などがどのようなニーズを有しているのかの再確認を急ぐとともに、その理念・目的が反映されるように、カリキュラム運営など積極的に見直していくこととする。

具体的には、まず手始めに、2008年度は幾つかの法分野を融合させる形で特定のテーマ

を設定し、市民講座を開設した。その際に、受講者へのアンケートを実施し、本研究科の理念・目的そしてその使命を再確認するための資料作りを行った。そして2009年度には、前述の市民講座受講者アンケートの分析をもとに、教育課程表（カリキュラム）の柔軟な運用でもって、幾つかの法分野を統合する内容の講義科目を開設し、その実施状況を調査・検討する。2011年度には、それらを基に教育課程表の全面的な見直しを図る。これらのごとによって、本研究科の理念・目的のより一層の実現を図ろうとしている。

また、2008年10月にFD全学委員会が設置されたことに伴い、本研究科でも「FD委員会」や「将来構想委員会」などとの連携を図りながら、常に現状分析を行っていくこととする。